

聖籠町告示第69号

聖籠町認定農業者会育成強化補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年7月11日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町認定農業者会育成強化補助金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町認定農業者会育成強化補助金交付要綱（平成14年聖籠町告示第156号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の聖籠町認定農業者育成強化補助金要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。